

中野区立令和小学校 PTA 規約

2020 年 3 月 16 日
新井小学校・上高田小学校 臨時総会

2020 年 7 月 22 日～7 月 30 日
『令和 2 年度 PTA 活動承認アンケート』により承認

目次

第1章 総則	1
第2章 会員	1
第3章 会計	2
第4章 組織	2
第5章 総会	3
第6章 運営委員会	3
第7章 役員会	4
第8章 顧問	4
第9章 委員会	5
第10章 会計監査	6
第11章 規約・細則の制定と改訂	6
書記細則	7
会計細則	7
慶弔細則	7
選考細則	7
サークル細則	8
個人情報細則	9.10
付則	10

第1章 総則

第1条：名称

本会は中野区立令和小学校 PTA(以下、本会)という。

第2条：所在地

中野区新井4-19-26 中野区立令和小学校(以下、本校)内に事務所をおく。

第3条：目的

本会は保護者、教職員および地域団体との協力、連携をし、家庭と学校、地域における児童の健全かつ幸福な成長を図ることを目的とする。

第4条：活動

本会は第3条の目的を達成するために次の活動を行う。

第1項：家庭と教職員との緊密な連絡により、児童の生育環境の充実に努める。

第2項：児童の安全を守り、より良い教育環境への改善、充実に努める。

第3項：会員同士で問題について話しあい、お互いに学習し、相互理解と親睦を深める。

第5条：方針

本会は子どもの教育を趣旨とする民主団体として、次の各項に従って活動する。

第1項：本会は自主独立のものであり、他のいかなる団体または機関の支配や干渉を受けないが、第3条の目的を同じくする場合においては、必要に応じて協力する。

第2項：特定の政党、宗派にかたよらない。

第3項：営利を目的とする行為を行わない。

ただし、会員の総意に基づき PTA の運営資金とするための事業は認める。

第4項：学校運営に関して意見を述べることはできるが、直接干渉は行わない。

第2章 会員

第6条：会員

本会の会員について次の各項に定める。

第1項：（資格）

本会の会員となる事ができる者は下記とする。

第1号：令和小学校に在籍する児童の保護者。但し議決権、投票権は一家庭各一とする。

第2号：令和小学校に在籍する学校長を除く教職員。

第2項：（入会・退会）

本会の目的に賛同する者が本会会費を納め会員となる。退会するときは、退会届を提出する。

第3項：（納入金）

本会会員は PTA 保険料を含む決められた会費を納める。

第4項：（権利と義務）

本会会員は、平等の権利と義務を持つ。

第3章 会計

第7条：本会の会計は会員からの会費、寄付金その他収入よりなり、第3条の目的達成以外にこれを支弁してはならない。

第8条：本会の会費は一家庭年額 2,500 円とする。

但し特別な事情がある場合においては、細則の定めるところによりこれを減免することができる。

転入等の中途入会者には入会時期により相応の減額をする。

転出等による退会の場合、申し出により退会時期に相応の払い戻しを行う。

第9条：本会の会計は、定期総会において承認された予算に基づき支弁される。

第10条：本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第11条：本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第12条：年度途中において補正予算の必要が生じた場合は、運営委員会において補正予算を立案し、臨時総会において議決承認の上施行する。

第4章 組織

第13条：本会は会の運営を行うために、次の各項に定める組織を置く。

第1項：総会

第2項：運営委員会

第3項：役員会

第4項：委員会

第1号：学年委員会

第2号：広報委員会

第3号：安全委員会

第4号：校外委員会

第5号：ベルマーク委員会

第6号：おまつり委員会

第7号：卒業準備委員会

第8号：選考委員会

第9号：地域委員会

第5項：会計監査

第5章 総会

第14条：総会は本会を民主的に運営するための最高議決機関であって、本会の全会員をもって構成される。
次の各項に定めるところにより会長がこれを招集する。

第1項：定期総会は毎年、年度終了後、2ヶ月以内に開催する。

第2項：臨時総会は運営委員が必要と認めたとき、または全会員の3分の1以上の要求があった場合に開催する。

第3項：総会、ならびに臨時総会は以下の方法で行うことができる。

- ① 通常総会：会場に集会して行うもの
- ② オンライン総会：通信機器を利用してオンライン上で行うもの
- ③ 書面総会：書面により議案を提議して行うもの

第4項：総会、ならびに臨時総会の開催を、第3項のいずれの方法をとった場合でも、提議した議案への質問、回答を行う機会を設ける。

第15条：総会の議決定数は全会員の5分の1以上とし、議決は出席者の過半数により決する。
同数の場合は後日再審議を行う。

第16条：総会の任務は次の各項のとおりとする。

第1項：前年度の事業、ならびに会計決算の報告と承認

第2項：役員の選任

第3項：その年度の事業計画、ならびに予算の報告と承認

第4項：規約の変更

第5項：その他必要な事項

第6章 運営委員会

第17条：運営委員会は総会に次ぐ議決機関および執務機関として随時開催する。

第18条：運営委員会は役員および各委員会の委員長、校長、副校長をもって構成する。

第19条：運営委員会の任務は次の各項のとおりとする。

第1項：総会の決議に基づく事項の運営

第2項：各委員会から提出された計画の審議

第3項：臨時の委員会の設置

第4項：規約の変更の立案

第5項：細則についての協議決定

第6項：その他必要な事項

第20条：運営委員会は構成員の半数をもって成立し、決議は出席者の過半数によって決する。

第7章 役員会

第21条：役員会は保護者会員と教職員会員から選出された役員をもって構成する。

第22条：役員の構成、定員については次の各項のとおりとする。

第1項：会長	1名	保護者	
第2項：会長補佐	1名	保護者	
第3項：副会長	8名以上	保護者7名以上	副校長
第4項：書記	5名	保護者4名	教職員1名
第5項：会計	5名	保護者4名	教職員1名
第6項：庶務	複数名	新1年生から各クラス	1名以上
第7項：会計監査	3名	保護者2名	教職員1名

第23条：役員会は会の運営を行うための執務機関として、事業計画、予算等の立案にあたり、それらの推進、調整を行う。また学校および地域との連携を図るための活動を行う。

第24条：役員の任務は次の各項に定める。

第1項：会長	本会を代表して会務を総理する。
第2項：会長補佐	会長を補佐し、会長が事故あるときはこれを代理する。
第3項：副会長	本会運営を円滑に行うための諸業務を行う。 地域担当は近隣団体の会議および行事に参加し、本会と近隣団体との連携を担う。
第4項：書記	本会の諸会合の議事、および本会の活動に関する重要事項を記録し、 通信等の事務処理を行う。
第5項：会計	総会が決定した予算に基づいて、会計事務を行い、本会の財産を管理する。 予算の立案にあたり、定期総会で決算報告をする。
第6項：庶務	役員会で作成した資料の印刷や配布準備、会合の会場設営等の諸業務を行う。
第7項：会計監査	本会の会計を監査する。

第25条：役員は会員の中から候補者を選出し、総会の承認を得て決定する。

第26条：役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第27条：欠員が出た際は補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

第28条：役員および校長は全ての委員会に出席して意見を述べることができる。

第8章 顧問

第29条：PTA 役員経験者の在校保護者会員の中から、運営委員会において推薦し、総会の承認を得て、顧問をおくことができる。

第30条：顧問は本会運営の助言、補佐を行い、会長の相談に応じて各種の会議に出席し意見をのべることができる。

第31条：顧問の任期は1年とし、再任を妨げない。

第9章 委員会

第32条：目的を達成するために必要と思われる委員会を設置し活動を定める

第33条：会員は、学年、広報、ベルマーク、地域、校外、安全、おまつり、卒業準備、選考のいずれかの委員会に所属して委員の活動を助けるものとする。

第1項：学年委員会

学年の学級相互の連携のもとに、児童の教育、福祉ならびに会員相互の親睦に必要な事項を協議、実施する。

第2項：広報委員会

広報誌を発行し、情報の交換、意見の交流につとめる。

第3項：ベルマーク委員会

ベルマーク等を回収し、児童の健全育成に役立つものに換え、学校生活の向上を図る。

第4項：地域委員会

地域の各団体と学校との間で協力関係を確立するための活動を行う。

第5項：校外委員会

地域における児童、青少年の健全育成を地域の諸団体と連携して行う。

児童の自主的集団活動その他、地域における社会生活を指導するとともに児童の交通安全の推進につとめる。

第6項：安全委員会

学校行事にて、必要に応じて受付、見守り等を行う。

児童安全に関する事項を学校や地域団体と協力して行う。

第7項：おまつり委員会

児童のためのイベントを企画し、その運営を行う。

第8項：卒業準備委員会

卒業に関する業務を行う。

第9項：選考委員会

役員、会計監査の選考に関する業務を行う。

第34条：各委員会には、委員の互選により、委員長、副委員長、会計をおき、運営委員会に出席する。

第35条：各委員会は、それぞれの会の企画をし、運営委員会の承認を得て活動を行う。

第36条：任期は1年とし、再任を妨げない。

第37条：原則として他の委員を兼務することはできない。

第38条：各委員は教職員会員1名以上を委員として加え構成する。

第10章 会計監査

第39条：会計監査は、本会の会計を監査し、その結果を定期総会で報告する。

第40条：定員を3名（保護者2、教職員1）とし、役員ならびに委員を兼務できない。

第41条：細則の定めるところにより任期は1年とし、1回に限り再任を妨げない。

第42条：欠員時は運営委員会にはかり補充し、任期は前任者の残任期間とする。

第11章 規約・細則の制定と改定

第43条：この規約は、総会の議決によって変更することができる。

第44条：この会の業務執行上、必要な細則は、運営委員会の承認を得て定めることができる。

細則

書記細則

第1条：この細則は、令和小学校 PTA 書記に関して必要な事項を定めるものである。

第2条：議事等記録の保存年限は5ヵ年とする。

第3条：周年事業等の資料は後の事業で必要とされる可能性があるため、永続的に保存し保存年限を定めない。

会計細則

第1条：この細則は、令和小学校 PTA 会計に関して必要な事項を定めるものである。

第2条：出納関係書類の保存年限は5ヵ年とする。

第3条：転入転出の際は在籍月によって会費額を計算する。

計算は一ヶ月単位で行い、毎月初日を在籍基準日とする。

第4条：生活保護法による援助、またはこれと同等と認められる場合、会費の減免を副校長に申請の上、
学校長と会長の判断により減免を行う。

その際は要配慮者個人情報保護のため、副校長の他に申請者が特定できないよう配慮する。

第5条：不測の事態によって活動規模が例年と異なる場合、総会での予算案審議を経て会費の増減額を行なう。

慶弔細則

第1条：この細則は、令和小学校 PTA 会員に慶弔に関して必要な事項を定めるものである。

第2条：慶弔の種類および基準は、つぎのとおりとする。

第1項：弔慰金

本校児童、PTA 会員（保護者会員および教職員会員）の死亡 5,000 円

第2項：その他祝い金等

年度ごとに役員会にて決定することができる。

第3条：本細則の他に必要が生じたときは、役員会および運営委員会で協議し決定する。

ただし、緊急でやむを得ないときは、会長の承認を得て処理し、役員会および運営役員会に対して
事後承認を求めることができる。

第4条：本細則により弔慰金対象者からの返礼を受けないことを役員間で申し合わせる。

選考細則

第1条：この細則は、令和小学校 PTA の役員、および委員の選考に関して必要な事項を定めるものである。

第2条：選考パス権については、つぎのとおりとする。

第1項：令和小学校 PTA の役員、および正副委員長を務めた者は選考パス権を得る。

第2項：選考パス権の適用期間は就任年度数と同じ年度数となり、任意の年度に使用する事ができる。

第3項：選考パス権を使用した者は、役員と正副委員長、委員の選考から除外される。その際は前任職の
アドバイザーとなり、その役、委員から求められた場合に助言をする。

サークル細則

第1条：この細則は、令和小学校 PTA 会員で構成されるサークルに関して必要な事項を定めるものである。

第2条：サークルは会員相互の教養を高め親睦を図ることを目的とし、その活動は広く会員に開かれたものとする。

第3条：サークルの定義は以下のとおりとする。

第1項：PTA 会員が中心になり文化的、体育的な活動をする小団体である。

第2項：全 PTA 会員を対象とし、年 1 回以上募集活動を行う。

第3項：元 PTA 会員、卒業生、地域の方が加入してよい。

第4項：対外的な発表会、展示会、試合等を行うことを旨とする。

第4条：サークルの発足は以下のとおりとする。

第1項：PTA 会員は誰でも賛同者を集めてサークルを作ることができ、構成人数は特に定めない。

第2項：申請は、サークル名称、活動趣旨、活動内容および代表者名、メンバー名、主に使用する施設を明記し、代表者から運営委員会に申請する。

第3項：申請後、運営委員の承認を得て発足とする。

第5条：サークル代表者は、必要あるときは運営委員会に出席し活動を報告する。ただし、議決権は無い。

第6条：サークル活動補助金については、以下のとおりとする。

第1項：サークルは活動計画に基づき PTA 会計より補助を受けることができる。

ただし、年度途中で発足した場合は、補助を受けることができない。

第2項：補助金額は活動規模、実績を考慮して運営委員会で決定する。

補助金の支給は年度初めの運営委員会にて行われる。

第3項：補助金を受けたサークルは会計決算を PTA 会計に報告する。

第4項：受けた補助金を使いきれずに残余金が生じた場合は、PTA 会計に残余金を返金する。

第7条：学校施設および設備の利用時は、各サークル代表者が学校に使用申請を行う。

第8条：サークル活動を休止、廃止する時は代表者が運営委員会に申請を行い、補助金は精算する。

個人情報細則

第1条：目的

この細則は、令和小学校 PTA（以下「当会」という）の PTA 規約第 1 章に定める目的および活動の円滑な運営を図るため、取得した個人情報の適正な取扱いに関して必要な事項を定めるとともに、個人情報に関する PTA 会員（以下 個人情報提供者を「本人」という）の権利と利益を保護する事を目的とする。

第2条：指針

第1項：当会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。

活動においても個人情報の保護に努め、要配慮個人情報は取り扱わないものとする。

第2項：要配慮個人情報とは、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等その他本人に対する差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第3条：周知

個人情報の取扱方法は、総会資料または加入時の資料・通知などにより会員に周知する。

第4条：個人情報の利用目的

当会では個人情報を次の目的のために利用し、必要な範囲を超えた個人情報の取扱は行わない。

- (1) 当会活動に必要な範囲での会員名簿の作成
- (2) 当会会費の徴収
- (3) 本会の役員、委員会の運営および活動における連絡
- (4) 本会活動にご協力いただいている地域・講師の方および本会活動に関係する団体に所属されている方への連絡

第5条：個人情報の保有と収集

本会は、本会活動を達成するため、以下の個人情報を保有する。

個人情報の収集は、原則として PTA 役員、各委員長が行うが、各委員会の活動に必要な範囲で、各委員会の管理担当者に共有する場合がある。

- (1) 氏名、住所
- (2) 電話番号およびメールアドレス等の連絡先
- (3) 児童名とその兄弟関係および地区班名
- (4) 本会活動にご協力いただいている地域・講師の方および本会活動に関係する団体に所属されている方の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先、所属および役職
- (5) その他必要とするもので同意を得た事項

第6条：同意の取り消し

第1項：会員および本会への個人情報提供者は、取得に同意した場合であっても、その後の事情および変化により個別の項目または全ての事項について、同意を取消することができる。

第2項：不同意の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

第7条：管理

第1項：個人情報、当会が適正に管理する。

第2項：取得した個人情報は、利用目的となる事業等の終了次第、適正かつ速やかに
廃棄・処分しなければならない。

第8条：第三者提供の制限

当会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に
提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが
困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、
本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた物が法令の定める事務を遂行すること
に対して協力する必要があるとき

第9条：改正・廃止

本細則の改廃は、本会役員が作成し、運営委員会にはかった上で決する。

付則

第1条：これらの本会規約、細則は新校 PTA 合同役員会で策定、2020年3月16日に新井小学校、
上高田小学校の臨時総会にて仮承認、施行する。

第1条 追記：令和2年度は、コロナ禍の影響により対面形式での定期総会の開催を行わず、議案承認の
代替方法として『令和2年度 PTA 活動承認アンケート』を行った。

2020年7月30日までに回収した承認アンケート結果から、本会規約、細則は賛成多数に
より承認された。

第2条：本会の設立日は2020年4月1日とする。

2021年6月4日 一部改正

2022年5月31日 一部改正

2023年3月4日 細則一部改正